平成15年9月11日 記者発表資料

平成14年度大気汚染及び水質汚濁の状況について

神奈川県では、関係機関と協力して大気環境や水域環境の常時監視並びに有害大気汚染物質モニタリング調査を実施しております。このたび、平成14年度の調査結果がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

1. 大気汚染の状況

県では、大気汚染防止法の政令市である横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市及び相模原市と協力して、常時監視測定局において二酸化窒素等の大気汚染物質について測定を行うとともに、ベンゼン等有害大気汚染物質のモニタリング調査を行いました。

(1) 測定結果の概要

ア 常時監視測定結果

県内91の常時監視測定局(一般環境大気測定局60局、自動車排出ガス測定局31局)で大気汚染物質濃度の測定を行った結果、二酸化硫黄及び一酸化炭素についてはすべての局で環境基準に適合している。二酸化窒素については前年度に比べ環境基準の適合率が上昇しているが、浮遊粒子状物質については前年度に比べ環境基準の適合率が低下している。また、光化学オキシダントについては、すべての測定局が環境基準に適合しない状況が続いている。

- 二酸化窒素については、測定を行った91局のうち75局(一般局56局、自排局19局)で環境基準に適合している。全測定局の適合率は、82.4%(一般局93.3%、自排局61.3%)と、前年度の74.7%(一般局89.5%、自排局46.7%)に比べ7.7ポイント上昇している。(資料1-1参照)
- 浮遊粒子状物質については、測定を行った90局のうち41局(一般局34局、自排局7局)で環境基準に適合している。全測定局の適合率は45.6%(一般局56.7%、自排局23.3%)となっており、前年度47.1%(一般局57.9%、自排局26.7%)と比べ低下している。(資料1-1参照)
- 光化学オキシダントについては、測定を行った57局すべてで環境基準に適合していない。なお、光化学スモッグ注意報の発令日数は11日で、被害の届出は124名であった。(資料1-1参照)
- 二酸化硫黄については、年平均値は低い濃度で推移しており、三宅島の噴煙が原因と思われる汚染も前年度に比べ影響が小さかった。(資料1-1 参照)

イ 有害大気汚染物質モニタリング調査結果

ベンゼン等の揮発性有機化合物、アルデヒド類、重金属類及びヘンソ [a] ピレン等の計19物質について、県内23地点で測定を行った。(資料1-1参照)

ベンゼンについては、測定を行った22地点のうち17地点で環境基準に適合(適合率77.3%)している。(資料1-1参照)

- トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、測定を 行った21地点すべてで環境基準に適合している。(資料1-1参照)
- 上記4物質以外の物質については、平成13年度に環境省及び各自治体が実施した全国調査結果と比較してほぼ同じ濃度レベルとなっている。(資料1-1参照)

(2) 今後の取組み

ア 二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の対策

- ・ 工場等の固定発生源対策として、「大気汚染防止法」や「神奈川県生活環境の保 全等に関する条例」に基づき規制基準の遵守等について一層の徹底を図る。
- 自動車交通公害対策として、東京都、埼玉県及び千葉県とともに本年10月から開始するディーゼル車の運行規制のほか、低公害車の導入促進等も盛り込んだ「神奈川県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」に基づき、自動車からの排ガス抑制のための施策を進める。

イ 有害大気汚染物質対策

今後も有害大気汚染物質のモニタリング調査を継続して実施するとともに、法・条例に基づく化学物質の適正管理や大気中への排出量削減についての指導を徹底する。

2. 水質汚濁の状況

県では、国土交通省、水質汚濁防止法の政令市である横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、 相模原市、小田原市、大和市、平塚市及び厚木市と協力して、公共用水域144地点、地下水519 地点で環境基準項目の測定を行いました。

(1) 測定結果の概要

ア 公共用水域測定結果

- 健康項目(26項目)のうち砒素が、火山地帯の自然的要因に由来して1河川1地点で環境基準を超過している。その他カドミウム等25項目については、環境基準を達成している。(資料2-1表1)
- 生活環境項目の代表的指標であるBOD又はCODの環境基準達成水域は、48水域(河川31水域、湖沼4水域、海域13水域)中37水域(達成率77%)であり、前年度に比べて1水域減少している。河川、湖沼、海域別の達成状況は、前年度に比べて1水域減少している。河川、湖沼、海域別の達成状況は、前年度に比べ、河川で1水域増加、海域、湖沼で各1水域減少している。(資料2-1 図1)

域増加、海域、湖沼で各1水域減少している。(<u>資料2-1 図1</u>)
これを長期的にみると、河川については、下水道の整備や法・条例による工場・事業場の規制、指導によって、達成率が上昇している。

また、湖沼及び海域については、昭和60年代からほぼ横ばいの傾向にある。(<u>資料2-1図1</u>)

東京湾の全窒素、全燐の環境基準の達成状況は、4水域中1水域で、全燐は4水 域中3水域で達成している。(資料2-1 図2)

イ 地下水測定結果

。 メッシュ調査

県内を1kmメッシュに分割し、平成14年度は各メッシュ内の井戸(324地点)の水質について環境基準項目等を調査した。(<u>資料2-1 表14-1</u>)

環境基準項目(26項目)については、324地点のうち301地点で環境基準を達成(達成率92.9%)している。23地点については、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の3項目のいずれかが環境基準を達成していない。

定点調査

定点において長期的な観点から水質の経年的変化を把握するため、100地点の 井戸の水質について、環境基準項目等を調査した。(<u>資料2-1 表14-2</u>)

環境基準項目(26項目)については、100地点のうち94地点で環境基準を達成(達 成率94.0%)している。6地点については「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の1項目 が環境基準を達成していない。

定期モニタリング調査

前年度までの調査の結果、汚染が確認された95 地点において継続的な監視を行 うため、環境基準項目のうち10項目を調査した。(資料2-1表14-3)

調査対象とした10項目については、39地点で環境基準を達成している。56地点に ついては、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタ ン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の6 項目のいずれかが環境基準を達成していない。

(2) 今後の取組み

- 河川、湖沼及び海域の水質汚濁の改善を図るため、市町村と連携して、法・条例 に基づく工場・事業場の規制、指導を行うとともに、生活排水対策として下水道や合 併処理浄化槽の整備促進などに取り組んでいる。特に、県民の水がめである相模 湖・津久井湖については、山梨県との連携も図りつつ水質保全対策に努めている。
- ・ 東京湾については、これまでのCODの総量規制に加えて、平成14年度から新た に、窒素、燐の総量規制を導入したことにより、COD、窒素、燐の総量削減により水 質の保全に一層努めていく。
- 地下水汚染の未然防止を図るため、市町村と連携して、法・条例に基づく工場・事 業場の規制、指導を行うとともに、地下水汚染の改善を図るため、汚染された地下 水の浄化対策を指導している。

資料1-1 平成14年度大気汚染の状況について

資料1-2 平成14年度大気汚染の状況について(資料編)

資料2-1 平成14年度水質汚濁の状況について

資料2-2 平成14年度水質汚濁の状況について(資料編)

(問い合わせ先) 神奈川県環境農政部大気水質課 (大気環境の調査結果に関すること)

渡辺

電話 045-210-4103 電話 045-210-4111 荻野

(水域環境の調査結果に関すること)

杉山 電話 045-210-4104 樫村 電話 045-210-4123

メールアドレス : taikisuisitu.0503@pref.kanagawa.ip

| ハローファックスボック ス番号 | 29029 |
|--------------------|--|
| ホームページアドレス | http://www.pref.kanagawa.jp/press/0309/29029/index.htm |